

地下 水 汚 染 の 状 況

この調査結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成27年度地下水の水質測定計画に基づき、市が実施した地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

1 調査方法の概要

(1) 測定期間

平成28年4月～平成29年3月

(2) 実施機関

郡山市環境保全センター

(3) 調査の区分及び測定項目

調査の区分は表1に示し、調査地点及び調査項目は表2に示すとあります。

表1 調査の区分

調査の区分	調査内容等
概況調査	地域の地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査であり、下記の二つに区分される。
ローリング方式	測定地点は、県内を緯経度法により概ね10km四方のメッシュに区分して、山間部を除いて各メッシュから原則として1箇所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。
定点方式 (事業場周辺)	有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近にある井戸を調査する。
汚染井戸 周辺地区調査	概況調査により環境基準を超えた汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査。
継続監視調査	概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査。

表2 地下水に水質調査地点及び調査項目

調査区分	調査地点	調査項目
概況調査	田村町御代田地内 1地点	カドミウム、シアソ、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロロエレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロヘキサン、チラウム、シマゾン、チオベニカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	名倉地内 1地点	
調査 定点方式 (事業場周辺)	待池台	シアソ、鉛、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふつ素、ほう素
	富久山町福原	
	日和田町高倉	
	長者	
継続監視調査	市内19地点	鉛、塩化ビニルモノマー、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素

2 調査結果の概要

表3及び表4に概要を示しました。

(1) 概況調査

① ローリング方式

2地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

② 定点方式（事業場周辺）

4地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 繼続監視調査

19地点のうち、環境基準を超過したのは4地点でした。

表3 調査結果の概要（その1）——汚染井戸、未汚染井戸数

調査の種類		汚 染 井 戸		未汚染 井戸数	調 査 井戸数
		環境基準値超 過井戸数	環境基準値以内 井戸数		
概況 調査	ローリング方式	0	0	2	2
	定点方式（事業場周辺）	0	0	4	4
汚染井戸周辺地区調査					
継続監視調査		4	7	8	19
合 計		4	7	14	25

表4 調査の概要（その2）——環境基準超過の項目及び濃度範囲

調査の種類		環境基準 超過項目	基準超過地点数 ／測定地点数	超過範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
概況 調査	ローリング方式	—	0／2	—	—
	定点方式（事業場周辺）	—	0／4	—	—
汚染井戸周辺地区調査					
継続監視調査		塩化ビニルモノマー	2／3	0.0035～0.070	0.002
		1,2-ジクロロエチレン	4／16	0.092～0.61	0.04
		トリクロロエチレン	1／16	0.11	0.03
合 計（実数）			4／25	—	—

3 環境基準値超過の汚染の原因

環境基準値超過の汚染が確認され、超過した項目等については下表のとおりです。

継続監視調査

調査地点	環境基準値超過項目	汚 染 原 因
笛川周辺地区1	塩化ビニルモノマー 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
富久山町福原 周辺地区1	1,2-ジクロロエチレン	周辺事業場の原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
栄町周辺地区	塩化ビニルモノマー 1,2-ジクロロエチレン	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
昭和周辺地区	1,2-ジクロロエチレン	原因不明。

4 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

井戸所有者に対しては調査結果を通知するとともに、保健所と連携して飲用指導及び利用方法についての助言を行っています。

(2) 工場・事業場への指導

汚染地区の周辺に立地するトリクロロエチレン等の使用工場・事業場に対しては、

- ①当該物質の日常の取扱いに注意する。
- ②排水処理施設の管理徹底。
- ③排水系路の管理及び廃棄物の取扱いに万全を期す。
- ④観測井戸の設置及び定期的な地下水のモニタリング。
- ⑤早期の汚染浄化を行う。などを指導しました。